

令和5年第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第72号

令和5年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月19日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年5月31日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第2回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月13日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

2番 石 崎 保 彦	3番 鈴 木 崇 容
------------	------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件の提出がありました。

次に、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出がありました。

また、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

以上で、議会報告を終わります。

○白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

6月12日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議長、執行部同席の下に、議会運営委員会委員全員が出席し、第2回定例会の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長

日程第6 議案第4号 まんのう町税条例の一部改正について

日程第7 議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第8 議案第7号 字の区域の変更について

日程第9 議案第8号 工事請負契約の締結について（令和5年度仲南支所建築設備等改修工事）

日程第10 議案第9号 工事請負契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））

日程第11 議案第10号 工事請負契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（設備））

日程第12 議案第11号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

日程第13 議案第13号 工事請負契約の締結について（令和5年度まんのう町情報基盤更新事業（琴南サブセンター）機器更新工事） 即決でお願いいたします。

日程第14 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、石崎保彦君、3番、鈴木崇容君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月5日、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案

第9号、議案第10号の3議案であります。

初めに、議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、根拠省令の改正に伴うもので、放課後児童健全育成事業者は事業所ごとに設備の安全点検、安全に関する指導、職員の研修及び訓練などについての計画を策定し、必要な措置を講じることを義務づけるものである。なお、令和6年度から義務化となるため、令和5年度中に計画を策定し、保護者や委託先に周知及び指導を行う予定としているとの説明がありました。

委員より、安全計画の指導、研修及び訓練は町が行うのか。また、安全計画の具体的な内容が示されていないが、どのような計画となり、計画の見直しや訓練の定期的な期間とはどの程度なのかとの質疑があり、執行部より、安全計画の指導、研修及び訓練は町が主導する。安全計画の内容については、事業運営上の安全に関するものになるが、具体的なものは、今後、国からの通達を確認したい。また、研修や訓練などは年1回程度は必要と考えているとの答弁がありました。

委員より、本町において放課後児童健全育成事業者の主体はどこになるのか。また、策定する安全計画は実務的な計画書となるようにしてほしいとの意見がありました。

執行部より、本町では運營業務を委託しているが、事業者は町になる。また、安全計画については、国からの通達などを参考に、蓄積したノウハウを取り入れた実務的な計画としたいとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブの委託先から安全上のヒヤリ・ハットの事案の報告はなかったのかとの質疑があり、執行部より、子供同士のささいなトラブルなどの事案は聞いているが、その都度対応しており、大きな問題はなかったと認識しているとの答弁がありました。

次に、議案第9号 工事請負契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））について、契約方法は条件付一般競争入札、契約金額2億9,040万円、契約の相手方はまんのう経常建設共同企業体で、工事内容は増築建物工事、改修建物工事、建築建物撤去工事、外構工事などであるとの説明がありました。

委員より、完成後の運営計画について質疑があり、執行部より、同好会などの利用団体が多く、完成後の運営計画を立案しているところであるとの答弁がありました。

委員より、完成後のイベント時と工事期間中の駐車場について質疑があり、執行部より、計画では身障者用区画も含めて33台分の駐車場を確保している。また、7月1日から四条公民館の事務所が満濃農村環境改善センターに仮移転し、四条公民館側は利用できなくなり、工事期間中は駐車場不足が予想される。近隣の民間事業者から駐車場の協力の提案もいただいているので、状況を見ながら検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第10号 工事請負契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（設備））について、契約方法は条件付一般競争入札、契約金額7,920万円、契約の相手方は三和電業株式会社で、工事内容は電気設備工事の屋内電灯及びコンセントなどと

高圧受電設備や機械設備工事の冷暖房設備衛生給排水設備機器などであるとの説明があり、質疑は特にありませんでした。

以上が、質疑等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託された議案について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、全会一致で可。議案第9号 工事請負契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））、全会一致で可。議案第10号 工事請負契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（設備））、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月6日、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第7号の1議案です。

まず、付託されました案件の字の区域を変更する満濃ヒルズ入り口付近の1か所を現地視察しました。

その後、全員協議会室に戻り、執行部より説明があり、議案第7号 字の区域の変更については、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更について議会の議決を求めるもので、今回の字の区域の変更は8か所である。変更理由は、ため池用地の中に字界があるため、合筆することによって変更するものや、土地所有者の合筆要望による

ものであるとの説明がありました。

委員より、字の変更箇所にはため池に関係するものがあるが、今回のため池の所有者は個人なのかとの質疑があり、執行部より、ため池は全て町の所有になっているとの答弁がありました。

委員より、変更箇所を特定しやすくするため、ため池の名称を記載できないかとの意見があり、執行部より、ため池台帳では特定できなかったが、建設土地改良課と再度確認して回答するとの答弁がありました。

以上が、質疑等の報告です。

なお、討論はありませんでした。

それでは、付託された議案について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第7号 字の区域の変更について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上で、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。以上です。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月8日、全員協議会室におきまして、委員全員、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長、議長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

初めに、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より、議案第11号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の所管部分で行った質疑の報告がありました。報告された内容はタブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、6月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第4号、議案第8号、議案第11号の3議案であります。

まず、議案第4号 まんのう町税条例の一部改正については、令和5年7月1日から道

路交通法の一部を改正する法律のうち、特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定が施行されることとなり、令和５年度与党税制大綱において、特定小型原動機付自転車については、現行の原動機付自転車と同様に、軽自動車税種別割の税率は引き続き２，０００円とされたことから、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を定めるものであるとの説明がありました。

委員より、町内では電動キックボードタイプの登録が原動機付自転車として２台登録があるとのことだが、今後は電動キックボードタイプなどで時速２０キロ未満の走行しかできないものが特定小型原動機付自転車として登録されるのかとの質疑があり、執行部より、現在登録されている２台については、時速２０キロ以上で走行できるため、原動機付自転車として引き続き登録となり、今後は時速２０キロ未満のものが特定小型原動機付自転車登録となるとの答弁がありました。

次に、議案第８号 工事請負契約の締結について（令和５年度仲南支所建築設備等改修工事）について、契約方法は条件付一般競争入札、契約金額１億２，６５０万円、契約の相手方は株式会社四電工中讃西営業所で、工事内容については照明設備をＬＥＤ化と空調設備、消防防火設備、高圧電力受電設備などの改修であり、執務室は閉庁日に、会議室については利用のない期間で改修予定としているとの説明がありました。

委員より、条件付一般競争入札の参加が１社のみとなった原因は何か。また、今後は複数の企業が参加するように入札方法や参加条件等について検討してはどうかとの意見があり、執行部より、今回の入札参加条件では、県内１６の企業の参加資格を確認し、複数の参加があると想定していたが、１社となった原因までは特定できない。今後は入札方法や参加条件等について研究したいとの答弁がありました。

次に、議案第１１号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号について、まず、歳入では、分担金及び負担金において、農林水産業費分担金の増額、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として総務費国庫補助金の増額、県支出金は、民生費県補助金と農林水産業費県補助金の増額、繰入金では、財政調整基金繰入金と健やか子ども基金繰入金の増額、諸収入において、返還金の新規計上と、町債では、総務債の増額などである。

歳出では、消防費において、仲多度南部消防組合負担金として常備消防費の増額、これは新型コロナウイルス感染症患者などを搬送した場合や、コロナウイルス付着疑いのある車両や資機材の消毒・清掃に従事した場合に支払われる防疫手当であり、令和２年度から令和５年度までの総額のうち琴平町分を差し引いた負担分である。諸支出金では、財政調整基金費の増額で、これについては、返還金を全額充当するとの説明がありました。

委員より、消防費の負担金に係る防疫手当は１当務当たりでの計算になるのか。また、今回のように数年分をまとめて負担をすると、町財政にも影響があるので、職員の手当の支給は適正に処理してほしいとの意見があり、執行部より、防疫手当は１当務当たりの計算となり、新型コロナウイルス感染症患者などを搬送した場合は４，０００円、コロナウ

イルス付着疑いのある車両や資機材の消毒・清掃に従事した場合は3,000円と聞いている。なお、手当の支給などについては、適正に処理するように仲多度南部消防組合に伝えるとの答弁がありました。

委員より、歳入における返還金に係る職員横領金の未返金分について質疑があり、執行部より、未返金分は2,778万2,230円であるとの答弁がありました。

以上が、質疑等の報告です。

なお、いずれの議案も討論はありませんでした。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第4号 まんのう町税条例の一部改正について、全会一致で可。議案第8号 工事請負契約の締結について（令和5年度仲南支所建築設備等改修工事）、全会一致で可。議案第11号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

（合田正夫議員退席 午前9時59分）

日程第6 議案第4号 まんのう町税条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第6、議案第4号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第7、議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(合田正夫議員入室 午前10時01分)

日程第8 議案第7号 字の区域の変更について

○白川正樹議長 日程第8、議案第7号 字の区域の変更についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 字の区域の変更についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 工事請負契約の締結について（令和5年度仲南支所建築設備等改修工事）

○白川正樹議長 日程第9、議案第8号 工事請負契約の締結について（令和5年度仲南支所建築設備等改修工事）の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 8 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度仲南支所建築設備等改修工事）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度四条公民館増築工事（建築））

○白川正樹議長 日程第 10、議案第 9 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度四条公民館増築工事（建築））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 9 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度四条公民館増築工事（建築））の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 10 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度四条公民館増築工事（設備））

○白川正樹議長 日程第 11、議案第 10 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度四条公民館増築工事（設備））の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 10 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度四条公民館増築工

事（設備）の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第１１号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号

○白川正樹議長 日程第１２、議案第１１号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第１１号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第２号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１３ 議案第１３号 工事請負契約の締結について（令和５年度まんのう町情報基盤更新事業（琴南サブセンター）機器更新工事）

○白川正樹議長 日程第１３、議案第１３号 工事請負契約の締結について（令和５年度まんのう町情報基盤更新事業（琴南サブセンター）機器更新工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１３号 工事請負契約の締結について（令和５年度まんのう町情報基盤更新事業（琴南サブセンター）機器更新工事）につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、令和５年度まんのう町情報基盤更新事業（琴南サブセン

ター) 機器更新工事、契約の方法といたしましては、条件付一般競争入札、契約金額は9,240万円、うち消費税額が840万円、契約の相手方は、高松市西宝町1丁目8番24号、株式会社四電工香川支店常務執行役員支店長、秋月伸夫でございます。

今回の契約は、平成19年度に整備した光ケーブルを用いた通信の拠点施設の一つである琴南サブセンターについて、昨今の国や社会の情報通信に関する動向・動勢の大きな変化に伴い、現有設備のままでは今後の高度化するICT社会に対応することが困難になることが予想されるため、より多くの情報量を処理できるよう、機器等の更新を行うことを目的として令和3年度に実施した美合サブセンターに続き、電気通信設備工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 令和5年度まんのう町情報基盤更新事業(琴南サブセンター)機器更新工事に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、香川県内に本社、本店または支店、営業所を有すること、建設業法の規定による経営事項審査における電気通信工事業の総合評定値が1,000点以上であること、平成19年度以降にF T T H方式、F T T C方式のいずれかの方式によるケーブルテレビ施設整備事業のセンター施設整備を元請として受注し、施工した実績を有すること、建設業法の規定による監理技術者の資格を有し、同種工事に現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかとして従事した実績を有し、かつ、第1級有線テレビジョン技術者またはこれと同等以上の資格を有した者を専任で配置できることを条件といたしております。

去る5月1日に条件付一般競争入札の公告を行い、5月15日に参加受付を締め切り、審査の結果、1社、参加資格を確認し、6月7日入札を執行いたしました。

入札の結果は、株式会社四電工香川支店常務執行役員支店長、秋月伸夫が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、内容及び経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 事業の趣旨、内容、入札とかのことは分かったんですけども、本会議において、この費用の財源内訳の確認のために説明を一度受けたいと思います。以上です。お願いします。

○白川正樹議長 企画政策課長、鈴木正俊君。

○鈴木企画政策課長 竹林議員さんの質問にお答えします。

財源といたしましては緊防債を使わせていただこうと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○竹林昌秀議員 内訳。緊防債のほかに一般財源は。補助、交付金はないのかな。

○鈴木企画政策課長 続きまして、御質問。交付金はありません。

○竹林昌秀議員 緊防債では一般の人は分かんと思うけど。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 緊防債では分かりにくいんで、緊急防災対策債やったかな。それ100%充当。そして、裏の交付税補填措置がついとるんじゃないかなと思うんだけど、その説明も、確認もしておきたいです。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 竹林議員さんの質問にお答えします。

緊急防災・減災事業債につきましては100%充当、それで70%の交付税のバックがあるわけですので、御理解いただきますようよろしくお願い致します。以上です。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 極めて有利な財源調達で、情報基盤をよくするのに緊急防災・減災対策債とは驚きました。よくよく調べて調達してくださってありがとうございます。このような運営をしておけば、我が町の財政は傾くことはないんじゃないかと、お礼を申し上げます。

○白川正樹議長 ほかにございませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、先ほどの委員長報告の中にも、この8号議案についてだと思いますが、入札1社でやられたことに対しての委員からの指摘があったと思います。これをちょっと再確認するために、執行部からなぜ1社になったか、この1社に対する今後の対応を再度お聞きするのが一点。

それと、例えば、今、コロナ等がいろいろあって、いろんな部品とか調達しにくいものもあるかも知れません。しかし、そのためにいろんな価格が高騰しておると。そういう中で、例えば下請に発注する場合、下請に出す場合には、この金額、出す場所、場所が分からなったら金額は当然分かりませんが、そういうものを報告いただきたい。

これを2点、お願いいたします。

○白川正樹議長 総務課長、朝倉智基君。

○朝倉総務課長 川原議員様のただいまの質問についてお答えいたします。

まず、今回の1社入札につきましては、総務委員会では仲南支所改修工事について、議会運営委員会では議案第13号の情報基盤更新事業（琴南サブセンター）機器更新工事に

つきまして、それぞれ1社しか応札がない、それでいいのかという趣旨の御質問がございました。

町としての考え方を申し上げます。

まず、入札を実施するとき、予定価格という適正価格の基準がございます。1社入札だとしても、予定価格以下の金額でしか落札いたしません。ライバル会社が参加しなくても、予定価格によって経済性は確保されているということであります。

次に、今回実施しました条件付一般競争入札という契約方式は、入札公告及び町ホームページ並びに香川電子入札システム上で公開して、条件を満たした業者、仲南支所改修工事では16社、琴南サブセンター機器更新工事では28社に対して入札に参加できる機会を確保しておりますので、適正な競争原理は働いているものと考えております。

結果として1社のみの入札だったとしても、入札へ参加する機会が入札公告を公開した時点で確保されているので問題性はなく、競争性が十分確保された手続と判断しております。

また、入札する業者は競合する業者が存在するものとして入札に参加するため、結果、1社だけの入札でありましても、そのまま改札を実施いたしまして、予定価格の範囲内であれば、経済性も十分であると考え、落札となり、1社入札は有効で適法と考えております。

さらに、国、県の一般競争入札においても同様でありまして、1社しか応札がない場合でも、予定価格の範囲内であれば落札となりまして、特に県においては当町と同じ香川電子入札システムを使って入札を実施しております。

しかしながら、今後の課題といたしましては、各議員から御指摘のありましたように、条件や仕様書などを見直し、1社だけの応札ではなく、2者以上の応札が見込まれるよう調査・研究をしてみたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

二つ目の質問でございますけれども、条件付一般競争入札において1社応札であった議案第13号、琴南サブセンター機器更新工事並びに議案第8号の仲南支所建築設備改修工事につきましては、今後、正式に本契約をして、落札業者より協力業者、下請業者の届出が提出されましたら、原課のほうより議会のほうに御報告させていただきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○白川正樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 問題は、違法ではないけど適切でもない、こういうことなんですね、1社入札というのは。ですから、なぜかといえば、まんのう町に魅力がないんですよ。手法をやっぱり考えないかん。勉強せないかん。私、違法とは申しておりません。違法ではないけど、適切であるとも私は思えない。そこのところをちょっと研究していただく。これはお願いしておきます。

それと、2点目の件については、これ多分入札、土木、建築、設備、大体この三つが主

たる一般競争入札の中に入ってくるだろうと思います。それについて、要するに下請に出す場合には、当然、進行した場合に、答弁出ますから、それは場所、金額、それを議会に上げていただくことを再度お願いして終わります。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 工事請負契約の締結について（令和5年度まんのう町情報基盤更新事業（琴南サブセンター）機器更新工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 閉会中の継続調査について

○白川正樹議長 日程第14、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務調査について、また、議会運営委員長から議会運営を効率的かつ円滑に行うため、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることを決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和5年第2回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時26分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 6 月 1 3 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員